

令和2年2月28日

各市町放課後児童クラブ主管課長 様

(政令市・中核市を含む。)

広島県健康福祉局安心保育推進課長

(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症対策のための放課後児童クラブの
運営について (通知)

このことについて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について(令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)」に基づき、感染の防止に留意した上で、原則として開所していただき、長期休暇における開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしているところです。

これを受けて、県教育委員会教育長から各市町教育委員会教育長宛に、別紙(写)のとおり市町立小学校臨時休業中については、放課後児童クラブで受入体制が整うまでの間を目途に、個別に学校で受け入れることを検討するよう通知していますので、該当がある場合は、市町教育委員会担当課と連携し、適切な対応を行ってください。

また、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、感染予防に努めるとともに、多くの児童が密集して一定期間過ごすことがないように、一人当たりのスペースをできるだけ広く確保するため、小学校の空き教室などを一時的に活用することも、併せて検討してください。

担当：安心保育推進担当
電話：082-513-3179(ダイヤル)
担当者：柏原



令和 2 年 2 月 28 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(義務教育指導課)

新型コロナウイルス感染症対策のため市町立学校における
一斉臨時休業について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長に通知しました。

については、貴教育委員会において、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるにあたり、参考にしてください。

なお、自宅で過ごすことが難しい児童生徒については、放課後児童クラブ等の受入体制が整うまでの間を目途に、次の例を参考に、個別に学校で受け入れることを検討してください。

【受入れの対象例】

- 小学校低学年の児童のうち、保護者が医療従事者又は介護保険施設等の社会福祉・介護事業従事者*で、やむを得ず仕事を休めない場合
- 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合

【預かり中の対応例】

- 一人当たりのスペースをできるだけ広く確保する。
- 原則として、当該児童生徒の学級担任が担当する。
- 原則として、担当教諭の指示のもと、既習部分の自習を行うこととする。
- 昼食は持参させる。

※参考：新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン (平成 19 年 3 月 26 日)

担当 教育振興担当
電話 082-513-4977 (ダイヤルイン)
(担当者 蓮浦)